

○ 石川県警察サイバーセキュリティ対策委員会の設置について（通達）

令和4年4月28日サ対甲達第12号、
務甲達第72号、生企甲達第57号、
刑企甲達第44号、交企甲達第43号、
公甲達第37号
石川県警察本部長から部課署長あて

- 対号1 令和4年4月12日付けサ対甲達第4号、務甲達第62号、情甲達第52号、生企甲達第44号、刑企甲達第31号、交企達第36号、公甲達第29号「石川県警察におけるサイバー戦略について（通達）」
- 対号2 令和4年4月28日付けサ対甲達第11号、務甲達第71号、生企甲達第56号、刑企甲達第43号、交企達第42号、公甲達第36号「サイバー空間の脅威に対する部門間の連携強化について（通達）」

デジタル化の進展等に伴い、サイバー空間は全国民が参画する公共空間へと変貌を遂げ、今後の技術開発やインフラ整備の進展等により、実空間とサイバー空間が融合した社会の到来が現実となりつつある一方、新しいサービスや技術を悪用した犯罪が続々と発生し、その手口は悪質・巧妙化の一途をたどっているほか、国家を背景に持つサイバー攻撃集団によるサイバー攻撃が明らかになるなど、サイバー空間をめぐる脅威は、極めて深刻な情勢が続いている。

こうしたサイバー犯罪やサイバー攻撃に的確に対処し、サイバー空間の安全・安心を確保していくためには、警察組織の総合力を発揮し、対号1「石川県警察におけるサイバー戦略」に定める諸対策を推進していくことが必要である。

よって、対号2に定めるサイバーセキュリティ総括責任者を中心に部門間の連携を強化するとともに、警察組織の総合的かつ戦略的な施策を推進するため、この度、「石川県警察サイバーセキュリティ対策委員会」を設置の上、別添「石川県警察サイバーセキュリティ対策委員会設置要綱」を策定したことから、各部門が連携の上、効果的な諸対策を推進されたい。

（別表省略）

別添

石川県警察サイバーセキュリティ対策委員会設置要綱

1 設置

石川県警察本部に、石川県警察サイバーセキュリティ対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 任務

委員会は、サイバー空間の脅威に関する情報を総合的に集約分析し、本県警察が講ずべき対策の方針を定め、その達成を図ることを任務とする。

3 推進体制

別表 1 から別表 3 のとおり

4 運営

(1) 委員会

ア 委員長は、必要に応じて委員会を開催する。

イ 委員長は、必要があると認めるときは、副委員長及び委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

(2) 幹事会

ア 委員会に「石川県警察サイバーセキュリティ対策幹事会」（以下「幹事会」という。）を置き、別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。

イ 幹事長は、必要があると認めるときは、副幹事長及び幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求めることができる。

ウ 幹事会は、委員会の事務を補佐し、委員会に付すべき事項についてあらかじめ検討するほか、委員長の指示する事項を処理することを任務とする。

(3) プロジェクト

ア 幹事会に「石川県警察サイバーセキュリティ対策プロジェクト」及び「石川県警察サイバー攻撃対策プロジェクト」を置き、別表 3 に掲げる職にある者をもって充てる。

イ 幹事長は、必要がある場合において、各プロジェクトを開催することができる。

ウ 石川県警察サイバーセキュリティ対策プロジェクトは、サイバーセキュリティ対策（サイバーテロ・サイバーインテリジェンス対策に関するものを除く。）に関する企画・調整等について必要な検討を行い、具体的な対策等を策定した上で、その結果を幹事会に報告することを任務とする。

エ 石川県警察サイバー攻撃対策プロジェクトは、サイバーテロ・サイバーインテリジェンス対策に関する企画・調整等について必要な検討を行い、具体的な

対策等を策定した上で、その結果を幹事会に報告することを任務とする。

オ 各プロジェクトの長は、協議すべき事項の必要性に応じ、副プロジェクト長以下の中から適当な者を出席させるとともに、プロジェクト以外の者の出席を求めることができる。

- (4) この通達に定めるもののほか、委員会、幹事会及び各プロジェクトの運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

5 事務局

- (1) 委員会の事務局は、生活安全部サイバー犯罪対策課に置く。
- (2) 幹事会の庶務は、生活安全部サイバー犯罪対策課において処理する。
- (3) プロジェクトの庶務は、サイバーセキュリティ対策プロジェクトは生活安全部サイバー犯罪対策課、サイバー攻撃対策プロジェクトは警備部公安課において処理する。